《トピックス》 平成26年5月29日 労働基準部監督課 需給調整事業第二課

外国人技能実習生に関する労働条件確保等について

大阪労働局では、ルールに則った外国人の雇用や就職促進について周知・啓 発活動を実施しています。

外国人労働者のうち、特に技能実習生に関する労働条件確保のための監督指導等の状況をとりまとめました。

• 監督指導状況

平成 25 年は9 0件を監督、違反は7 4件(違反率 82.2%) 内容は健康診断の未実施など安全衛生関係違反や労働時間、割増賃金支払に 関する違反 (3ページをご覧下さい。)

- ・ 送検状況 過去5年間で4件の送検 寄宿舎の火災1件、フォークリフトによるはさまれ災害1件、機械の点検にお ける墜落防止措置義務違反1件、賃金不払1件 (6ページをご覧下さい。)
- 死亡災害の発生状況過去5年間で平成21年に寄宿舎火災で1名、平成24年に機械にはさまれ1名が死亡(6ページをご覧下さい。)
- 監理団体への指導 平成25年度は3団体を指導 違反は3団体(違反率100%)、内容は帳簿の記載不備、技能実習生に対す る労働条件の明示違反

(6ページをご覧下さい。)

- 技能実習制度は、開発途上国等における経済発展、産業振興の担い手となる人材 の育成を行うため、諸外国の労働者を受け入れて雇用関係の下で技能、技術等を修 得させ、より実践的かつ実務的に習熟させる機会を提供し、効果的な技能移転を図 る制度です。
- 技能実習生の受け入れ団体(監理団体)や受け入れ企業(実習実施機関)の一部には技能実習制度本来の目的が十分に理解されず、実質的に低賃金労働者として取り扱っている等の問題が指摘されることがあり、法定労働条件確保上の問題が認められる事案も多い状況にあります。
- 大阪労働局では、実習実施機関に対する法令の周知を徹底するほか、積極的に監督指導を実施し、悪質な労働基準関係法令違反事業場については送検するなど厳正に対応することとしています。
- 「出入国管理及び難民認定法」が改正され、平成22年7月1日から、新しい技能 実習制度となっており、この改正により、監理団体が実習実施機関にあっせんする 行為が職業安定法に基づく「職業紹介事業」に該当することとなり、平成23年度か らは、大阪労働局需給調整事業部が、監理団体に対する指導を実施しています。

1 大阪における外国人技能実習生受入れ状況

2013 年度版 JITCO (公益財団法人国際研修協力機構) 白書によれば、外国人技能 実習生数は、次のとおりです。

表 1	外国人技能実習生数	注

(人)

X 1 / I I / I / I / I / I / I / I / I / I							
		外国人技能実習生数					
			衣服·繊維製品 製造作業者	金属加工作業者	食料品製造作業者	その他	
H22	全国	44,849	9,132	4,498	7,007	24,212	
	大阪	1.246	260	235	157	594	
H23	全国	49,130	10,137	4,840	7,462	26,691	
	大阪	1,279	258	260	195	566	
H24	全国	44,897	9,719	3,817	7,570	23,791	
	大阪	1,109	234	216	187	472	

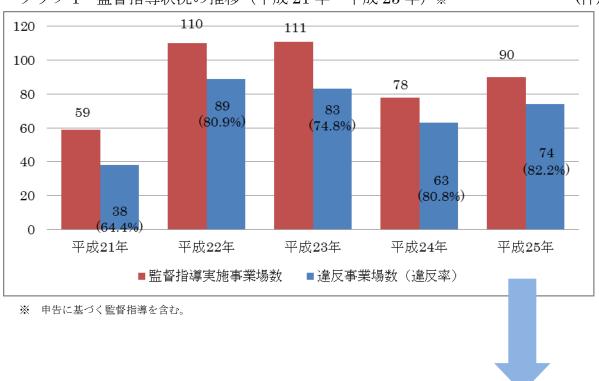
資料出所:外国人技能実習・研修事業実施状況報告(JITCO 白書)

注:合計(在留資格「研修」、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」)

平成24年の大阪府における外国人技能実習生数を国別にみると、中国が869人と 圧倒的に多数を占めており、次いで、ベトナム172人、インドネシア28人、タイ人 18人、フィリピン12人となっています。

2 監督指導状況

(1) 過去 5 年間に、大阪労働局内の労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりです。



グラフ1 監督指導状況の推移(平成21年~平成25年)※ (件)

(2) 平成25年における主な違反内容は次のとおりで、健康診断など安全衛生関係の違反や労働時間に関する違反が多く見られました。

表 2 技能実習生受け入れ事業場に対する監督指導における主な違反内容 (件)

主な違反内容	違反事業場数	(違反率)
労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	14	(15.6%)
賃金の支払(労働基準法第 24 条)	9	(10.0%)
労働時間(労働基準法第32条)	39	(43.3%)
時間外、休日及び深夜の割増賃金支払(労働基準法第37条)	23	(25.6%)
寄宿舎の設備及び安全衛生(労働基準法第 96 条)	1	(1.1%)
安全衛生関係(労働安全衛生法関係)	51	(56.7%)
最低賃金(最低賃金法第4条)	6	(6.7%)

[※] 申告に基づく監督指導を含む。

(3) 監督指導事例には次のようなものがあります。

事例1 入国管理局からの通報を端緒とする事案

(金属製品製造業、技能実習生3名が製造作業に従事)

長時間労働となっているとの入国管理局からの通報を端緒として監督指導を実施したところ、時間外・休日労働協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせていた事実を確認したため、是正勧告し是正させたもの。

事例 2 控除協定なく賃金から住居費を徴収していた事案

(建築工事業、技能実習生2名が足場設置作業等に従事)

定期監督を実施したところ、控除協定無しに住居費を賃金から徴収している事実を確認したため、是正勧告し是正させたもの。

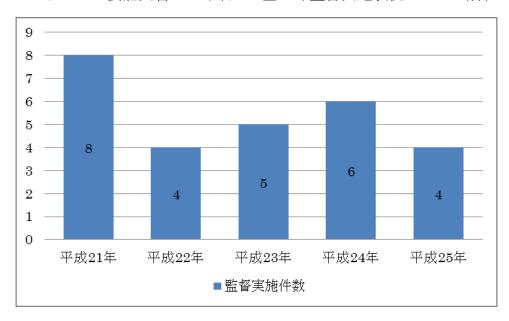
事例3 長時間労働を行っていた事案

(卸売業、技能実習生6名が食材加工作業に従事)

定期監督を実施したところ、月100時間を超える長時間労働に従事させている事実を確認したほか、割増賃金の計算について法定の額に満たない事実を確認したため、是正勧告し是正させたもの。

3 申告状況

(1) 過去 5 年間に、大阪労働局内の労働基準監督署に対して外国人技能実習生から 労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告に基づく監督の実施状況は次 のとおりです。



グラフ2 技能実習生の申告※に基づく監督実施状況 (件)

- ※ 「申告」とは、事業場に労働基準関係法令に違反する事実がある場合において、労働者が労働基準監督署に法 令違反の事実を通告することをいう。
 - (2) 申告処理事例には次のようなものがあります。

事例1 賃金不払残業等に関する申告

(製本業、技能実習生2名が製本業に従事)

長時間の労働実態が認められるとともに、休日労働ほか時間外労働となる時間に対して割増賃金が支払われていなかったもので、監督指導の結果、不足分について支払わせることにより是正させ、解決に至ったもの。

事例2 賃金支払に関する申告

(金属製品製造業、技能実習生3名が機械作業に従事)

賃金支払に関して申告があった事案について、監督指導した結果、未 払分について是正させているもの。

4 送検状況

過去5年間における送検件数は4件です。

① 平成21年

事業場に附属する寄宿舎の火災により技能実習生6名が死傷(うち1名が 死亡)した事案について、労働者の生命の保持に必要な措置を怠ったとして 労働基準法違反で送検したもの。

② 平成23年

フォークリフトのフォークに乗せ、高所で荷卸し補助作業を行わせた結果、 荷崩れした荷に巻き込まれ、荷にはさまれ重傷を負った事案について、フォ ークリフトを本来使用する目的以外の用途に使用したとして労働安全衛生 法違反で送検したもの。

③ 平成24年

高さ 2 メートル以上の箇所にある点検台上でフリクションプレスの点検 作業を行わせるに際し、墜落防止措置を講じないで作業を行わせたとして労 働安全衛生法違反で送検したもの。

④ 平成25年

繊維製品製造業で勤務していた技能実習生4人に対して2箇月分の賃金 が全額支払われなかった事案について、最低賃金法違反で送検したもの。

5 死亡災害の発生状況

平成21年以降に発生した死亡災害は次のとおりです。

① 平成21年

(金属製品製造業、事業場附属寄宿舎の火災、6名死傷うち1名死亡 中国) 事務所棟建屋の3階部分に設けられた事業場附属寄宿舎で就寝中、火災 が発生し、逃げ遅れて窓から飛び降り死亡したもの。

② 平成24年

(金属製品製造業、鍛造プレスによるはさまれ、1名死亡 ベトナム) 鍛造プレスの点検中、フライホイール可動部に体の一部をはさまれ死亡したもの。

6 職業安定法に基づく監理団体への指導

「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、監理団体が技能実習生を実習実施機関にあっせんする行為が職業安定法に基づく「職業紹介事業」に該当することとなったことから、平成23年度から大阪労働局需給調整事業部が監理団体に対して指導を実施しています。

平成25年度においては、3団体に対し指導を行い、そのすべてで違反が認められました。

違反内容は、3件とも帳簿の記載不備違反、技能実習生に対する労働条件の明 示違反であり、是正指導を行っています。